

UAVを用いた三次元点群測量業務実施要領（令和7年4月 富山県土木部）

1. 主旨

この要領は、富山県土木部が発注する測量業務において、UAVを用いた三次元点群測量（以下、UAV点群測量という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 対象業務

UAV点群測量により業務の効率化が期待できる等の観点から実施する路線測量、河川測量を対象とする。

3. 実施内容

（1）業務の発注

発注方法は、UAV点群測量の実施を契約条件として発注者が指定することを基本とし、特記仕様書に「4. 特記仕様書への条件明示」を明示する。

（2）業務の実施

受注者は、富山県土木部のほか、国土交通省及び国土地理院が定める各種基準に準拠して実施するものとする。

（3）業務の積算

設計業務等標準積算基準書（調査関係）によるものとし、従来の「路線測量」「河川測量」に替え、「UAV写真点群測量」または「UAVレーザ測量」として計上するものとする。ただし、その他必要な「基準点測量」「現地測量」等は、これまでどおり別に計上するものとする。

なお、これによりがたい追加の作業が、業務を進めるにあたり必要となった場合には、発注者と受注者の協議により設計変更の対象とする。

4. 特記仕様書への条件明示

特記仕様書に以下の記載例を参考に記載する。

（記載例）

第◇条 UAVを用いた三次元点群測量

1. 本業務は、UAVを用いた三次元点群測量を行うものとし、別に定めるUAVを用いた三次元点群測量業務実施要領（令和7年4月 富山県土木部）に基づくものとする。
2. 受注者は、富山県土木部、国土交通省及び国土地理院が定める各種基準に基づき電子成果品を提出する。
3. 受注者は、二次元の図面のほか、電子納品要領に基づき、測量細区分にある「その他の地形測量及び写真測量」の測量成果として、「三次元点群データファイル」（ヘッダ行を含むCSV形式）等を納品しなければならない。また、受注者は、発注者の指示による路線測量又は河川測量の測量成果については、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」（国土地理院・令和5年3月）に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。
4. 受注者は、再委託を行う場合には、共通仕様書第28条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は発注者と協議するものとする。

※県等が保有するグラウンドデータ（1/1000程度まで）を提供できる場合は、その旨記

載すること。

5. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じた時は、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に作成する設計書から適用する。